

学校法人新潟科学技術学園公的研究費経理事務取扱規程

制 定 平成 19 年 5 月 9 日

最新改正 平成 31 年 1 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 学校法人新潟科学技術学園が設置する新潟薬科大学、新潟工業短期大学及び新潟医療技術専門学校（以下「大学等」という。）における公的研究費（科学研究費助成事業をはじめ、研究者が交付を受ける国等からの補助金等を除く。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、同施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、本学園関係規程及び研究契約書等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(帳簿等の整理保管)

第 2 条 学校法人新潟科学技術学園経理規程に定める出納責任者は、収支に関する帳簿を公的研究費の研究課題ごとに備え、記帳整理するとともに関係書類を整理保管しなければならない。

2 大学等の学校事務部等は、研究者に代わり公的研究費に係る諸手続きを行うものとする。

(会計経理基準)

第 3 条 公的研究費に係る物品購入等の契約基準、旅費及び謝金の支給、その他会計経理事務の取扱基準は、学校法人新潟科学技術学園経理規程その他関係規程等の定めるところに準じて行うものとする。

(内部監査)

第 4 条 学長又は校長は、内部監査を実施するため、次の各号に掲げる監査担当者を委嘱する。

(1) 法人本部事務局から 1 名

(2) 当該学校事務部等から 1 名

2 監査担当者は、定期又は必要に応じ、随時、監査を行うものとする。

(その他)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、その都度理事長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 5 月 9 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。